矢掛町の給与・定員管理等について

１　総　括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (27 年 1 月 1 日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	(参考) 25 年度の人件費率
26年度	人 １４，９８９	千円 8,081,665	千円 552,288	千円 883,156	% 10.9	% 11.3

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給　与　費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
26年度	人 １０１	千円 328,481	千円 42,150	千円 128,988	千円 499,619	千円 4,947

(参考)類似型町村平均 一人当たり給与費
千円 5,584

（注）　１　職員手当には退職手当を含まない。
　　２　職員数は、２６年４月１日現在の人数である。

（３）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

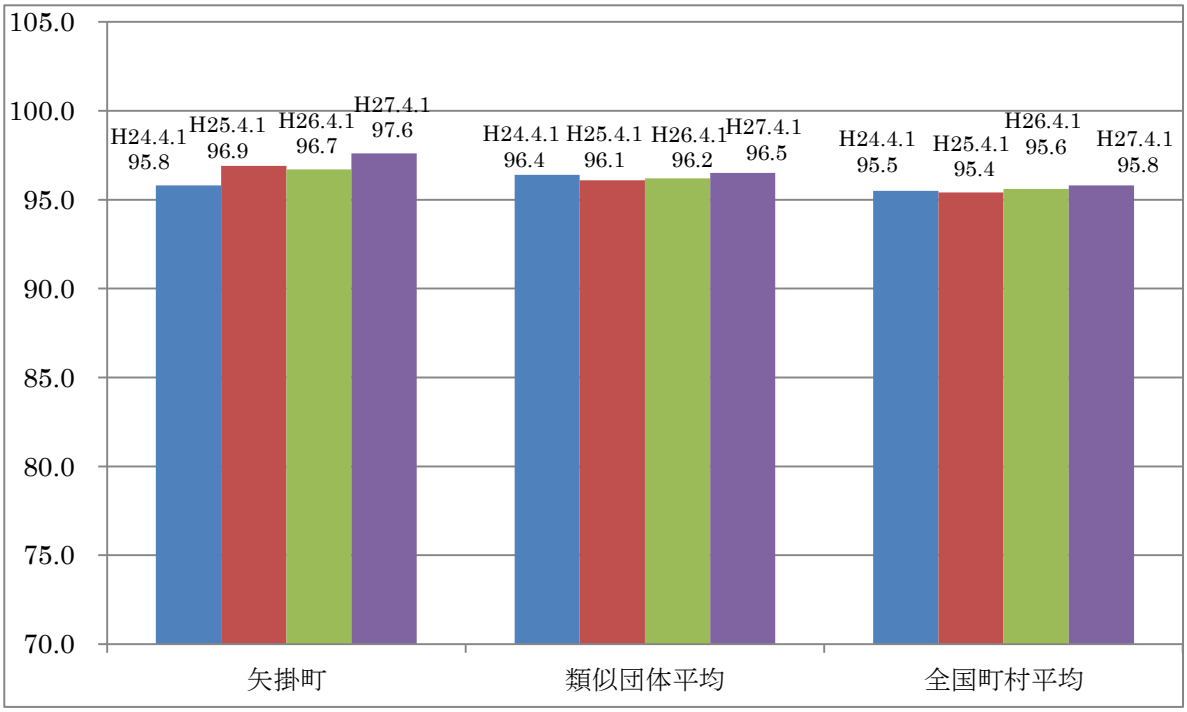

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
３　平成 24 年及び平成 25 年は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ラスパイレス指数は、3 年前と比較し 1 ポイント以上上昇しているが，一般行政職員の構成人数が少ないため異動等による現象で特に大きな要因はない。平成 27 年 4 月 1 日現在で、国と同様の総合的見直しを実施している。

（４）給与改定の状況　　国の給与制度総合的見直しに準じて改定

（５）給与制度の総合的見直しの実施状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①総合的見直し

［実施］

［実施内容　行政職給料表 1.8%引下げ　平成 27 年 4 月 1 日実施］

※激変緩和のため 3 年間（平成 30 年 3 月末まで）の現額保障

※他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて引下げ改定実施

②地域手当の見直し　　該当なし

③その他の見直し内容　［平成 27 年 4 月 1 日実施］

期末勤勉手当　国の基準に合わせて見直し

管理職員特別特勤手当　手当額は国より低い　内容については国の基準に合わせて整備

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（２７年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
矢掛町	37.4　歳	281,500　円	311,684 円	300,566　円
岡山県	43.3　歳	338,046　円	420,668 円	368,462　円
国	43.5　歳	334,283　円	－	408,996　円
類似団体	41.3　歳	306,994　円	355,989 円	330,413　円

②教育職　小中学校（幼稚園）教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
矢掛町	47.6 歳	329,500　円	333,833　円
岡山県	43.3 歳	371,848　円	408,206　円
類似団体	41.1 歳	299,710　円	321,421　円

（矢掛町は、幼稚園教諭のみ）

③税務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
矢掛町	33.2 歳	255,285　円	301,727　円	267,142　円
国	43.6 歳	372,431　円	－	444,828　円
類似団体	39.2 歳	294,612　円	354,045　円	315,524　円

③技能労務職

区　分	公　務　員				民　間		
	平均年齢	平均給料月額	平成給与月額	平均給与月額（国比較ベース）	対応する民間類似職種	平均年齢	平均給料月額
矢掛町	47.2歳	273,900円	290,033円	285,318円	自家用乗用自動車運転者	43.9歳	297,700円
国	50.2歳	289,141円	－	328,318円			
類似団体	50.9歳	289,845円	308,763 円	299,031円			

（注）１　「平均給料月額」とは、27年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）　職員の初任給の状況（２７年４月１日現在）

区　分		矢掛町	岡山県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	185,500円	174,200円
	短大卒	157,700 円		
	高校卒	146,500 円	148,600円	142,100円
技能労務職	１８～２１歳	175,000 円		
	２２～２５歳	160,900 円		
	２６歳以上	154,900 円		
医療職（二）	大学卒	186,600 円		
	短大３卒	176,600 円		
医療職（三）	短大３卒	200,600 円		
	短大２卒	191,300 円		
	准看護師養成所	161,300 円		

（３）　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（２７年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	241,326円	343,100円	368,300円	414,825円
医療職（二）検査技師等	短 大 卒		310,767円		
医療職（三）看護師	短 大 卒	254,083円	308,433円	330,975円	346,560円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（２７年４月１日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号給の給料月額	最高号給の給料月額
１級	主事補・主事等定型的な業務を行う係員の職務	人 ３２	% ３３．７	円 137,600	円 244,900
２級	主事等相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	人 １６	% １６．８	円 187,700	円 301,900
３級	主査又はこれに相当する職務	人 8	% ８．４	円 223,900	円 347,700
４級	係長又はこれに相当する職務	人 １５	% １５．８	円 258,300	円 378,700
５級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主幹又はこれに相当する職務	人 9	% ９．５	円 285,000	円 390,700
６級	課長代理又はこれに相当する職務	人 6	% ６．３	円 315,800	円 407,900
７級	課長又はこれに相当する職務	人 9	% ９．５	円 360,100	円 445,100

（注）　１　矢掛町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

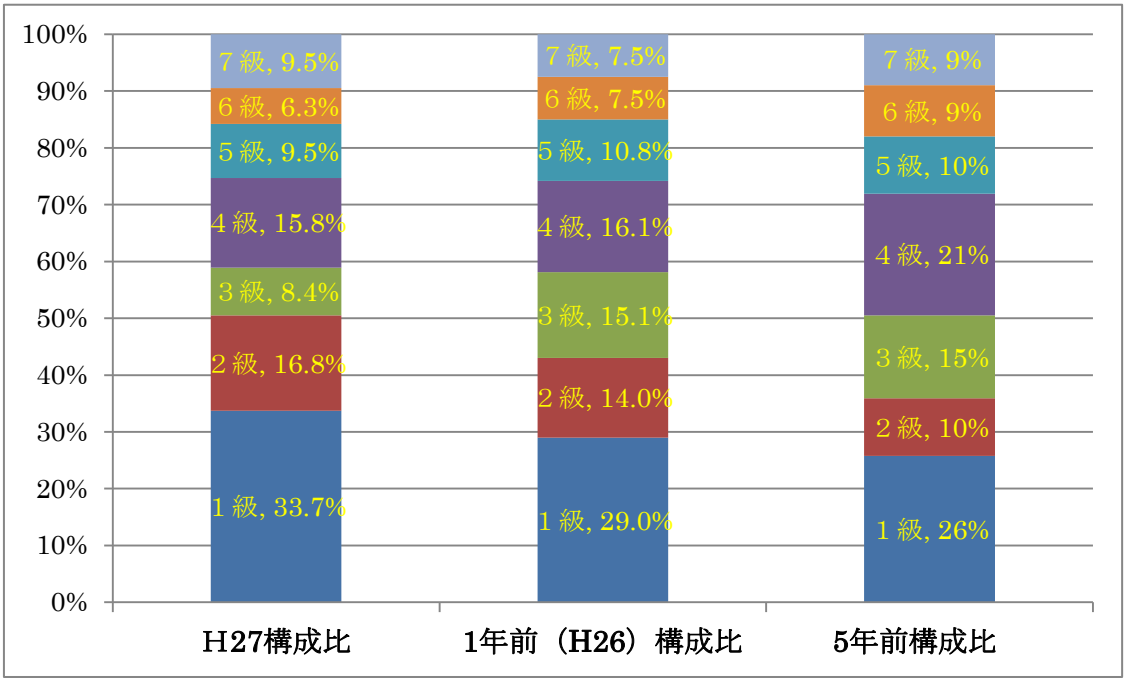

（２）昇給への勤務成績の反映状況

・人材育成に主眼を置き人事評価を実施。昇給への反映には至っていない。従って、処分を受けた職員、病気休暇等により一定期間以上を休務した職員以外の職員は、勤務成績良好な職員とみなして昇給を行っている。

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

矢　掛　町	岡　山　県	国
１人当たり平均支給額（26 年度） １，２６０千円	１人当たり平均支給額（26 年度） １，６４８千円	－
（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．７５ 月分　１．４ 月分	（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．６０ 月分　１．５０ 月分	（26 年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 ２．６０ 月分　１．５０ 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～１５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～２０％ ・管理職加算　１５％～２０％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５％～２０％ ・管理職加算　１０％～２５％

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

・人材育成に主眼を置いて人事評価を行う中で、優秀な成績で勤務したと評価した職員へは加算支給を行い、良好でない成績と評価した職員へは減額支給を行った。
（ただし、病休、懲戒、分限は除く。）

（２）退職手当（２７年４月１日現在）

矢　掛　町			国		
（支給率）	自己都合	定年	（支給率）	自己都合	応募認定･定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置 無し			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		
1人当たり平均支給額 自己都合　３，０９２千円 定年　２０，７７６千円					

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、26 年度に退職した職員に支給された平均額である。（全会計）

（３）特殊勤務手当（２７年４月１日現在）

支給実績（26 年度決算）		２４８千円	
支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算）		２２，５４５円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（26 年度）		１０．９％	
手当の種類（手当数）		７	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保育従事手当	保育士	保育園勤務保育従事	１月１，５００円
訪問従事手当	保健師	療養指導訪問指導	１回　１００円
救護施設従事手当	介護職員･指導員･看護師	救護施設に勤務	１月２，０００円
	その他の職員		１月１，５００円

理学療法従事手当	理学療法士	理学療法従事	１月３，０００円
汚物等の収集･処理手当	職員	犬・猫の死体処理	１回１，０００円
防疫等作業手当	保健師等	感染症の病原体の付着等若しくは危険がある処理従事	１回　５００円
死体処理手当	行路病死人及び精神異常者の処置従事職員	行路病死人の処理・変死の立会及び精神異常者の護送立会い	１回１，０００円
		行路病死人の死体処理作業	１回２，０００円

（注）上記特殊勤務手当の支給実績は、普通会計分である。

（４）地域手当

該当なし

（５）時間外勤務手当

支給実績（26 年度決算）	１１，０９４千円
職員１人当たり平均支給年額 26 年度決算	１４２千円

（注）上記時間外手当の支給実績は、普通会計分である。

（６）その他の手当（２７年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（26 年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額（26 年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同	―	8,791 千円	225,410 円
住居手当	自ら居住するための住宅を町内に借り受け，家賃を払っている職員	異	支給条件	3,285 千円	328,500 円
通勤手当	通勤のため，交通機関又は自動車等を利用する職員に支給	異	支給区分	4,842 千円	78,419 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	異	支給率	8,778 千円	381,652 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	同	―	5,112 千円	127,800 円

（注）上記手当の支給実績は、普通会計分である。

５　特別職の報酬等の状況（２７年４月１日現在）

区別		給料月額等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額
	市区町村長	790,000 円	846,000 円／553,000 円
	副市町村長	650,000 円	676,000 円／480,000 円
報酬	議長	332,000 円	340,000 円／247,000 円
	副議長	270,000 円	280,000 円／191,100 円
	議員	250,000 円	258,000 円／172,900 円

期末手当	市区町村長 副市町村長	(26年度支給割合) ４．１５ 月分
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) ３．１０ 月分
退職手当		(算定方式)　(１期の手当額)　(支給時期)
	市区町村長	退職１年前の給料総額×１/１２×５×就任年数　退任時又は任期満了時
	副市町村長	退職１年前の給料総額×１/１２×３×就任年数　退任時又は任期満了時
	備考	

（注）１　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年４月１日現在）

部門	区分		職員数 平成27年	職員数 平成26年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2		
		総務	29	28	1	特別研修生派遣
		税務	6	6		
		農林水産	13	11	2	課の新設
		商工	5	3	2	課の新設
		土木	10	8	2	技師職員等採用
		民生	19	20	△1	
		衛生	4	6	△2	
		計	88	84	4	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　58.7人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　75.12人）
	教育部門		17	18	△1	
	消防部門					
	小計		105	102	3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　70.1人 （類似団体の人口１万人当たりの職員数　92.69人）
公営企業等		病院	78	81	△3	看護師退職
		水道	6	6		
		下水道	5	7	△2	事務統廃合
		その他	18	19	△1	
	小計		107	113	△6	
合計			212 [249]	215 [249]	△3	＜参考＞ 人口１万人当たり職員数　141.4人

（注）　１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（２７年４月１日現在）

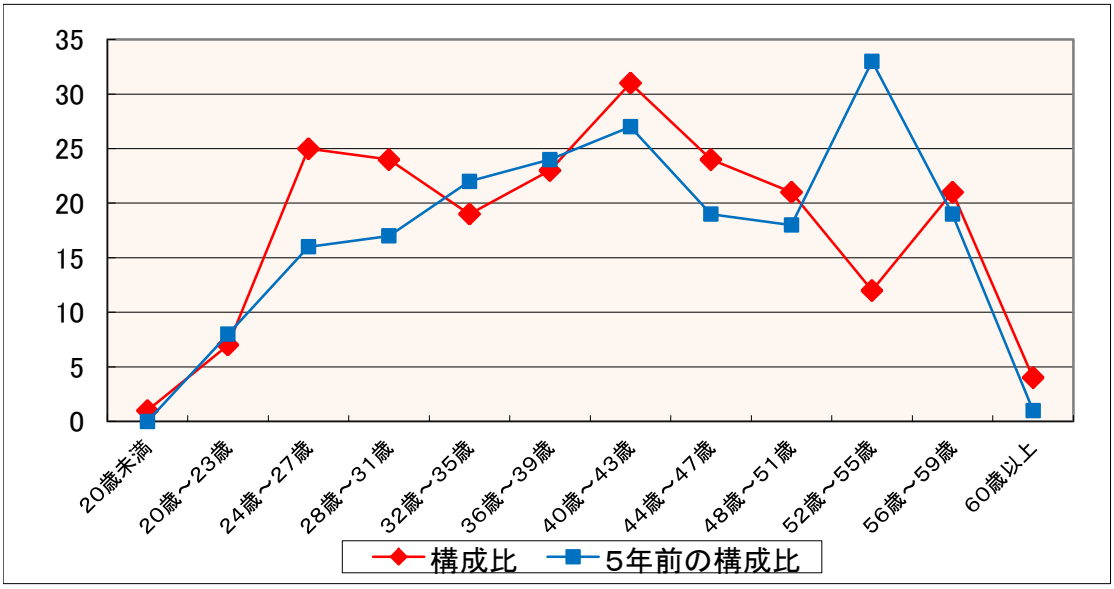

区　分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数	人 1	人 7	人 ２５	人 ２４	人 １９	人 ２３	人 ３１	人 ２４	人 ２１	人 １２	人 ２１	人 4	人 ２１２

（３）職員数の推移　　（単位：人・％）

年度 部門別	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年	過去５年間の 増減数（率）
一般行政	86	83	82	83	84	88	2（△2.3%）
教育	20	18	18	18	18	17	△3（△15.0%）
消防							
普通会計計	106	101	100	101	102	105	△1（△0.9%）
公営企業等会計計	98	101	103	111	113	107	9　（9.2%）
総会計計	204	202	203	212	215	212	8　（3.9%）

（注）　1　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数